

# 中国の鳥インフルエンザに関する情報

(平成 28 年 9 月 30 日現在)

動物衛生課

## 1. 発生状況

### (1) 発生概況

- ・ 1996 年、広東省のがちょう農家で、中国国内において初めての高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) の発生を確認 (原因ウイルスは H5N1 亜型)。
- ・ 2004 年、中国本土の家きんにおいて 50 件の HPAI (H5N1 亜型) 感染が報告され、その後も継続的に発生。
- ・ 2013 年以降、H5N1 亜型以外のウイルスによる HPAI も継続して発生。2013 年 12 月には河北省の家きん農家において H5N2 亜型の HPAI が、2014 年 4 月には四川省の家きん農家において H5N6 亜型の HPAI が、同年 9 月には遼寧省のと畜場及び湿地の環境サンプルにおいて H5N8 亜型の HPAI がそれぞれ中国において初めて確認されている。
- ・ 2013 年 4 月から 2014 年 6 月までにかけて、9 省、1 市、2 自治区の生鳥市場等で、家きん及び野生のハトで 43 件の低病原性鳥インフルエンザ (H7N9 亜型) の発生を確認。
- ・ 2015 年は、家きんにおいて江西省などで H5N1 亜型の HPAI が 3 件、江蘇省で H5N2 亜型の HPAI が 2 件、湖南省及び江蘇省などで H5N6 亜型の HPAI が 6 件発生。また、野鳥においては、河南省及び青海省などで H5N1 亜型の HPAI が 4 件発生。
- ・ 2016 年は、家きんにおいて湖南省及び貴州省などで H5N6 亜型の HPAI が 5 件、貴州省で H5N1 亜型の HPAI が 1 件発生。なお野鳥における発生は報告されていない。
- ・ 直近では、2016 年 8 月 25 日に貴州省において発生 (H5N6 亜型)。
- ・ FAO は中国を HPAI (H5N1 亜型) が定着している 6 か国 (他にバングラデシュ、エジプト、インド、インドネシア及びベトナム) の一つとして位置付けた。

### 【参考】

中国における人での H5N1 亜型インフルエンザウイルスの感染報告

- ・ 中国国内における人での最初の感染報告は、2003 年 11 月 25 日、北京市で発症した 24 歳の男性の事例 (感染確認は 2006 年 8 月 8 日)。
- ・ 人での直近の感染報告は、2015 年 12 月 27 日、四川省で発症した 42 歳の男性の事例。

中国における人での H7N9 亜型インフルエンザウイルスの感染報告

- これまでの中国国内における感染者は 759 人(2016 年 6 月 13 日時点)。
- 中国国内における人での最初の感染報告は、2013 年 2 月 19 日、上海で発症した 87 歳男性の症例(感染確認は 2013 年 3 月 31 日)。
- 人での直近の感染報告は、2016 年 6 月 24 日から 7 月 29 日までの間に、3 つの省・市で 13 歳から 79 歳までの 5 人の男女が発症した事例。

このほか、H5N6 亜型、H9N2 亜型、H10N8 亜型インフルエンザウイルスの人での感染も報告されている。

出典:FAO、中華人民共和国農業部ウェブサイト、OIE、WHO

(2) 発生件数

(全ての鳥に対する HPAI 及び家きんに対する LPAI について OIE への報告義務あり)

HPAI<sup>※1</sup> の発生件数 (単位:件)

| 年                 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016            |
|-------------------|------|------|------|------|-----------------|
| 家きん <sup>※2</sup> | 6    | 7    | 57   | 11   | 6 <sup>※3</sup> |
| 野鳥                | 0    | 0    | 0    | 4    | 0 <sup>※3</sup> |

LPAI<sup>※4</sup> の発生件数 (単位:件)

| 年                 | 2012 | 2013            | 2014 | 2015 | 2016            |
|-------------------|------|-----------------|------|------|-----------------|
| 家きん <sup>※2</sup> | 0    | 22              | 20   | 0    | 0 <sup>※3</sup> |
| 野鳥                | 0    | 1 <sup>※5</sup> | 0    | 0    | 0 <sup>※3</sup> |

- 野鳥における LPAI の発生は OIE への報告義務が無い場合、発生件数は不明。

[参考] 中国における人での鳥インフルエンザウイルス感染者数 (単位:人)

| 年    | 2012 | 2013              | 2014 | 2015 | 2016            |
|------|------|-------------------|------|------|-----------------|
| H5N1 | 2    | 2                 | 2    | 6    | 0 <sup>※6</sup> |
| H7N9 | 0    | 759 <sup>※6</sup> |      |      |                 |

※1 2012 年: 全て H5N1 亜型

2013 年: H5N1 亜型 4 件、H5N2 亜型 3 件

2014 年: H5N1 亜型 19 件、H5N2 亜型 9 件、H5N3 亜型 1 件、H5N6 亜型 26 件、  
H5N8 亜型 2 件

2015 年: 家きん H5N1 亜型 3 件、H5N2 亜型 2 件、H5N6 亜型 6 件

野鳥 H5N1 亜型 4 件

この他にベンガルトラで 1 件発生(H5N1 亜型)

---

2016年:H5N1型1例、H5N6型5例

- ※2 環境サンプルからの検出を含む。
- ※3 2016年9月30日時点
- ※4 LPAIの血清型は全てH7N9亜型。
- ※5 OIE報告上では家きんの報告に含まれている。
- ※6 2016年6月13日時点

出典:OIE, WHO

### (3) 発生状況地図

中国におけるHPAIの発生状況地図については、農林水産省ホームページ>組織・政策>消費・安全局>鳥インフルエンザに関する情報>国別発生状況の地図を参照願いたい。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

## 2. 鳥インフルエンザの対策

### (1) 防疫措置

- ・ HPAIを含む主要な家畜疾病については国内全域が国の管理下にある。
- ・ HPAI発生の際には淘汰、隔離、国内移動制限及び汚染施設の消毒等の措置が講じられる。
- ・ LPAI(H7N9亜型)の発生時には、淘汰、生鳥市場の閉鎖及び消毒、省間移動制限等の措置が講じられる。
- ・ 2014年1月にLPAI(H7N9亜型)の発生が急増した際には、浙江省の3つの市において生きた家きんの取引を禁止。上海市では3ヶ月間、生きた家きんの取引を禁止。
- ・ HPAI発生が確認された場合、発生農場から3km以内の全ての家きんを殺処分。
- ・ HPAI発生農場から3km以内の全ての汚染物、輸送車両、器具及び敷地の清掃並びに消毒。
- ・ HPAI発生農場から3km以内の排泄物、汚染飼料、敷料及び下水を処理。
- ・ HPAI発生農場から半径3kmの地点に消毒ポイントを設置し、車両等の消毒を実施。また、生きた鳥や鳥製品の移動を制限。
- ・ 異常を認めた家きんは全て検査を実施。

出典:中国農業部ウェブサイト、OIE、中国各省市衛生当局ウェブサイト  
2013/11/27~29<sup>th</sup> Asia Pacific Workshop on Multisectoral Collaboration for the  
Prevention and Control Zoonoses, Kathmandu  
2015/3/3-6<sup>th</sup> Workshop on Highly Pathogenic Avian Influenza  
2005/10/31-11/1 APEC meeting on Avian and Pandemic Influenza Preparedness  
and Response

## (2) サーベイランス

### HPAI のサーベイランス

- ・ 家きんの免疫水準の評価、群の免疫の状況、HPAI の流行状況及び高リスク地域の発生状況の把握、並びに HPAI ウイルスの変異傾向の追跡を目的とする。
- ・ 対象動物は、鶏、あひる、がちょう、その他の家きん及び野鳥、テン、タヌキ等の経済動物、トラ等の人に飼育されている野生由来の動物並びに高リスク地域の豚。
- ・ 鳥類については、種鶏場、養鶏場、庭先養鶏場、生鳥市場、食鳥処理場、主要な渡り鳥生息地及び重点辺境地域において実施。哺乳類については、経済動物飼養農場、動物園、高リスク地区内の養豚場及びと畜場において実施。
- ・ 免疫抗体の獲得状況については、血清学的検査(HI)により半年に 1 回集中サーベイランスを実施し、各省の実際の状況に基づき定点観測を実施。
- ・ 病原体については、病原学的検査(RT-PCR 又は蛍光 RT-PCR)により半年に 1 回集中サーベイランスを実施し、各省の実際の状況に基づき定点観測を実施するほか、国家参考研究室及び専門実験室が半年に 1 回抽出検査を展開。

\* 詳細は、農林水産省ホームページ>組織・政策 > 消費・安全 > 鳥インフルエンザに関する情報>「中国の動物伝染病モニタリング疫学調査について」を参照願いたい。

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_fmd/pdf/130225\\_china\\_moa\\_vaccin.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/pdf/130225_china_moa_vaccin.pdf)

出典:中華人民共和国農業部文書 農医発〔2013〕9号

## (3) ワクチン接種

- ・ 原則として全ての鶏、水禽(あひる、がちょう)に対し強制的に HPAI ワクチンの接種を実施。飼養されているうずら、ハト等についても接種を実施。(※)
- ・ 一定規模以上の農場については中国農業部の推奨する手順に従いワクチン接種を実施。放飼いの家きんについては春季及び秋季にそれぞれ 1 回集中接種を行い、毎月新たに飼育し始めた家きんについては適時補充接種を実施。
- ・ 疾病発生時には、脅威を受ける地域の家きんの免疫抗体をモニタリングし、その状況に基づいて、脅威を受ける地域の全ての家きんに追加接種を 1 回実施。国境地域が境界外から脅威を受けた場合、国境から 30km 以内の全ての家きん(最近 1 カ月以内に接種を行った家きんを除く。)に追加接種を 1 回実施。

(※)接種免除規定:以下の場合については省級の獣医主管部門の許可を得てワクチン接種の実施を免除することができる。

- ・ 輸入国が防疫に対する要求を行い輸出企業の防疫条件が十分な場合。
- ・ 研究及びワクチン生産に家きんが用いられる場合。

(※)ワクチン接種率について:繁殖鶏及び採卵鶏では高い水準で接種が行われている一方、水禽(あひる)では 30%未満、肉用鶏では 20%未満と低い。

\* 詳細は、農林水産省ホームページ>組織・政策 > 消費・安全 > 鳥インフルエンザ

に関する情報>「中国の家畜の伝染病に対するワクチン接種計画について」を参照  
願いたい。

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_fmd/pdf/130225\\_china\\_moa\\_vaccin.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/pdf/130225_china_moa_vaccin.pdf)

出典: 中華人民共和国農業部文書 農医発〔2013〕8号

### 3. 飼養羽数

中国産鶏及びあひるの飼養羽数 (単位: 千羽)

| 年   | 2010      | 2011      | 2012      | 2013      | 2014      |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 鶏   | 5,302,720 | 4,710,988 | 4,916,571 | 4,835,178 | 4,632,640 |
| あひる | 796,569   | 676,224   | 706,173   | 694,629   | 665,061   |

中国産鶏及びあひるの生産羽数 (単位: 千羽)

| 年   | 2010      | 2011       | 2012      | 2013      |
|-----|-----------|------------|-----------|-----------|
| 鶏   | 8,781,644 | 9,048,216  | 9,597,521 | 9,467,400 |
| あひる | 2,011,601 | 2,069,595. | 2,203,072 | 2,171,270 |

※2016年9月30日現在。2015年の飼養羽数並びに2014年及び2015年の生産羽数データは確認できない。

出典: FAO

注) 我が国における家きん(鶏のみ)の飼養羽数(2014年)及び生産羽数(2013年)

飼養羽数 310,553 千羽

生産羽数 748,636 千羽

出典: FAO

### 4. 我が国の中国産家きん関連品の輸入検疫措置と輸入状況

(1) 家きん及び家きんの初生ひなの家畜衛生条件: なし

(2) 家きん肉等(内臓、加工品を含む)の家畜衛生条件 : あり

※ ただし、日本が輸入を認めているのは日本の家畜衛生当局(農林水産省動物衛生課)が指定した加熱処理施設で一定の加熱処理された家きん肉のみ。

※ 日本向け輸出に供される家きんについては以下の条件を満たす必要がある。

- ・ 生産農場においてと殺前少なくとも21日間高病原性鳥インフルエンザ等の発生が確認されていない
- ・ 生産農場において高病原性鳥インフルエンザワクチンが接種されていない

### (3) 輸入量

中国産家きん肉等の輸入量

(単位:トン)

| 年   | 2012    | 2013    | 2014    | 2015    |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 中国  | 196,208 | 193,199 | 189,237 | 149,590 |
| 全世界 | 839,809 | 828,305 | 870,399 | 913,406 |

出典:動物検疫統計

## 5. 中国への出入国状況

中国からの日本への年間入国者数

(単位:人)

| 年    | 2012      | 2013      | 2014      | 2015      |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 入国者数 | 4,943,253 | 4,191,970 | 5,126,758 | 7,491,389 |

※ 入国者数:訪日外客数(日本人を含まない)と日本人中国訪問者数から推定

日本から中国への年間訪問者数

(単位:人)

| 年    | 2012      | 2013      | 2014      | 2015      |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 訪問者数 | 3,518,153 | 2,877,533 | 2,717,600 | 2,497,700 |

出典:日本政府観光局(JNTO)

## 6. 学術的背景

本病の学術的背景については、(独)農業・食品産業技術総合研究機構ホームページ>動物衛生研究所>高病原性鳥インフルエンザを参照願いたい。

[http://www.naro.affrc.go.jp/niah/tori\\_influenza/index.html](http://www.naro.affrc.go.jp/niah/tori_influenza/index.html)

## 7. 関連情報

そのほか、関連情報については以下のウェブサイトを参照願いたい。

- 厚生労働省ウェブサイト

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/index.html>

- 世界保健機構(WHO)ウェブサイト(英語)

[http://www.who.int/influenza/human\\_animal\\_interface/en/](http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/en/)

- 国際獣疫事務局(OIE)ウェブサイト(英語)

<http://www.oie.int/animal-health-in-the-world/web-portal-on-avian-influenza/about-ai/disease-information/>

- ・ 動物検疫所ウェブサイト

<http://www.maff.go.jp/aqs/>

(動物検疫所の配置図) [http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/office/09\\_2.html](http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/office/09_2.html)

(指定検疫物を輸入できる港・空港) <http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/pdf/shiteiko.pdf>